

シスメックスグループ
グローバルコンプライアンスコード

COMPLIANCE

1.お客様への安全と安心の提供

私たちは、全ての企業活動において、お客様への安全と安心の提供を優先して行動します。

1-1 安全な製品・サービスの提供

製品・サービスの開発ならびに製造にあたっては、使用される国、地域の安全性に関わる法令等を遵守し、納期やコストよりも常にお客様の安全と安心を優先した行動に努めなければならない。

1-2 安全情報の提供

お客様の安全を確保するため、製品・サービスに関する使用法、予測される危険性などについて、適切な表示や説明を行わなければならない。

1-3 事故発生時の迅速・的確な対応

万一製品・サービスに事故が発生した場合は、お客様の安全を最優先に、迅速、的確に対応するとともに、事故による被害の拡大防止を図らなければならない。また、事実関係の調査・確認、社内外への適切な情報の報告ならびに開示を行うとともに、事故原因の究明を行い、速やかに再発防止策を講じなければならない。

2.公正な取引と自由な競争の推進

私たちは、公正で自由な競争の推進に関する各国・地域の法令等を遵守し、お客様をはじめとした全ての取引先と公平かつ公正に接し、適切な条件で取引を行います。また、同業他社との関係においては、相互間での不当な取引制限や相手を貶める不正な行為を行いません。

2-1 お客様との公正な取引

2-1-1 適正な広告宣伝

製品・サービスの広告宣伝活動においては、虚偽や誇大な表現などを用いた不当な表示や説明を行ってはならない。

2-1-2 過剰な接待・贈物の禁止

お客様との間の接待ならびに贈物は、各国の社会的儀礼を超えない額・頻度を限度とし、節度ある範囲に止めなければならない。

2-1-3 過大な景品類提供の禁止

景品表示法ならびに各国・地域の関連する法令等を遵守し、正常な商慣習に照らして、過大な景品や賞品・賞金などを提供してはならない。

2-1-4 過大な役務提供の禁止

景品表示法ならびに各国・地域の関連する法令等を遵守し、正常な商慣習に照らして、過大な便益、労務、その他の役務の提供を行ってはならない。

2-1-5 試用製品の提供の制限

外観的特徴や品質、有効性、安全性などに関する確認および評価の一助として用いられる試用のための製品の提供は、必要最小限度の量に止めなければならない。

2-1-6 製品の貸出の制限

製品の貸出を行うときは、予めその目的、理由、期間などを記載した文書による確認を行うとともに、必要最小限度の範囲に止めなければならない。

2-2 代理店等との公正な取引

2-2-1 再販売価格維持の禁止

製品・サービスの価格維持を目的に、代理店や販売店など(以下「代理店等」)に対して販売価格を拘束するような指示や圧力を加える行為を行ってはならない。

2-2-2 不当な拘束条件取引の禁止

代理店等に対し、競合他社の製品の取り扱いや安売りを禁止するなどの不当な拘束、その他これらを理由とした不公正な取り扱いを行ってはならない。

2-2-3 優越的地位濫用の禁止

取引上の優位な立場を不当に利用して、代理店等に不利益な取引条件の押し付け、押し込み販売、協賛金の負担要請など、違法行為や不合理な要求を行ってはならない。

2-2-4 過剰な接待・贈物の禁止

代理店等との間の接待ならびに贈物は、各国の社会的儀礼を超えない額・頻度を限度とし、節度ある範囲に止めなければならない。また、いわれのない接待や贈物、あるいはグループの取引関係に影響するような時期における過剰な接待や贈物は一切受けてはならない。

2-3 調達先等との公正な取引

2-3-1 調達先等の公正な選定

購買取引先や業務委託先など(以下「調達先等」)の選定は、品質、価格、納期などの諸条件を公正・公平に比較して、最適な調達先を決定しなければならない。

2-3-2 優越的地位濫用の禁止

調達先等との取引においては、下請法ならびに各国・地域の関連する法令等を遵守し、対等・公正を旨としなければならない。また、取引上の優位な立場を不当に利用して、調達先等に不利益な取引条件の押し付け、受領拒否、支払遅延など、違法行為や不合理な要求を行ってはならない。

2-3-3 購入強制および互惠取引の禁止

調達先等に対し、グループの製品・サービスの購入を強制したり、グループの製品・サービスの購入を条件とした取引を行ってはならない。

2-3-4 過剰な接待・贈物の禁止

調達先等との間の接待ならびに贈物は、各国の社会的儀礼を超えない額・頻度を限度とし、節度ある範囲に止めなければならない。また、いわれのない接待や贈物、あるいはグループの取引関係に影響するような時期における過剰な接待や贈物は一切受けてはならない。

2-4 同業他社との公正な取引と不正競争行為の禁止

2-4-1 不当な取引制限の禁止

同業他社との間で、製品・サービスの価格、販売先、その他の販売条件などに関し、自由な企業活動を相互に制限するような申し合わせや協定(カルテル)などを行ってはならない。また、他の入札者との間で、落札者や落札価格を取り決めるなどの談合行為を行ってはならない。

2-4-2 業界団体内での申し合わせの禁止

業界団体内において、製品・サービスの価格、販売先、その他の販売条件に関する申し合わせなど、自由な企業活動を制限する恐れがある事項に話題が及んだときは、それに同意したと誤解されないよう、明確に拒絶しなければならない。

2-4-3 不正競争行為の禁止

同業他社の営業秘密を不正・不当な手段を用いて入手、利用することや、他社ならびに他社製品に関して虚偽や顧客に誤解を生じさせるような表示・説明を行うなどの不正競争行為を行ってはならない。

3.公平・適正な情報開示と情報管理の徹底

私たちは、グループの経営状況や事業活動などの企業情報を、各国・地域の関連する法令等に従い、公平、迅速、正確に、かつわかりやすく開示するとともに、事業活動を通じて収集された営業秘密は、第三者に不利益を与えることのないように厳重に管理します。

3-1 重要情報の適正開示

株価に重要な影響を与える可能性のある会社の業務、運営又は業績等に関する情報(以下、「重要情報」)は、証券取引に関する法令および証券取引所の定める規則などに従って情報を適時・適切に開示しなければならない。

3-2 一般企業情報の積極的開示

グループの経営状況、事業活動への正しい理解を深めていただくため、適時開示規則ならびに関連する法令等に該当しない情報についても、公平かつ迅速な開示に努めなければならない。

3-3 インサイダー情報の適切な管理

業務上知り得たグループや他社の未公表の重要情報(インサイダー情報)は適切に管理し、無断で第三者に開示・漏洩してはならない。

3-4 第三者の営業秘密の適切な管理

業務上知り得た第三者の営業秘密は、社内の営業秘密と同様に適切に管理し、業務目的のみに使用するとともに、無断で第三者に開示・漏洩してはならない。

3-5 個人情報の保護

業務上における顧客情報などの個人情報の収集、保管、廃棄その他の取り扱いは、各国・地域の関連する法令等を遵守して行い、決して情報を漏洩してはならない。また、本人の同意を得るなどの正当な理由なく、第三者への開示や目的外の利用を行ってはならない。

4. 適正な研究開発活動の実施

私たちは、研究開発を行うにあたっては、被験者の尊厳及び人権を守るとともに、遺伝子や他の研究におけるプライバシーを保護し、各国・地域の関連する法令等を遵守するとともに高い倫理観をもって活動を行います。

4-1 試験データの作成

研究開発で試験を実施する場合には、各国・地域の関連する法令等を遵守し、製品の有効性や安全性について適正に判断できる正確なデータを作成しなければならない。

4-2 被験者の人権尊重

ヒト由来の試料、臨床情報ならびに遺伝情報を扱う場合は、被験者の尊厳及び人権を最大限に守るために、関連する倫理指針等を遵守しなければならない。また、個人情報保護に万全な対策を講じなければならない。

4-3 遺伝子組換え生物の適正な管理

遺伝子組換え実験にあたっては、各国・地域の関連する法令等を遵守し、遺伝子組換え生物等が野生動植物等に影響を与えないよう、安全管理を徹底しなければならない。

4-4 動物実験

動物実験を行うときは、動物愛護に関する各国・地域の法令等を遵守し、代替法の使用を優先的に検討したうえで必要最小限にとどめるとともに、苦痛を軽減するよう十分配慮しなければならない。

4-5 規制物質の適切な取り扱い

毒物・劇物等の法令で規制されている物質については、各国・地域の関連する法令等を遵守し、適切かつ厳格に管理しなければならない。

5.知的財産権の尊重

私たちは、自社の知的財産権と同様に第三者の知的財産権を尊重し、不正な方法で第三者の成果や営業秘密を入手したり、自らの業務に利用したりいたしません。

5-1 知的財産権の尊重

シスメックスグループの知的財産権を尊重し、その維持・保全に努めなければならない。また、全ての業務を遂行するうえにおいて、特許、意匠、商標などの第三者の知的財産権を尊重し、不正にこれを利用してはならない。

5-2 著作物の違法利用の禁止

コンピュータソフト、本、絵、音楽その他の第三者の著作物を不正に複製し、利用してはならない。特にインターネットなどのネットワーク上から容易に入手できる情報の利用にあたっては、第三者の著作物についての権利侵害に十分に留意しなければならない。

5-3 営業秘密の不正入手・使用の禁止

第三者の営業秘密を不正・不当な手段を用いて入手したり、使用してはならない。

6.国際的な平和と安全の維持

私たちは、各国・地域の輸出関連法令等を遵守し、国際的な平和と安全の維持を阻害する恐れのある取引には関与しません。

6-1 該非判定の実施

貨物（製品・部品・原材料・設備など）ならびに技術（ソフトウェア・図面・技術資料・技術指導等の役務など）の輸出取引を行う場合は、予め輸出関連法令等に定められた規制品（以下、「規制貨物等」）に該当するか否かについて適正に判定しなければならない。なお、輸出取引には、海外出張時の携行、郵便や電子メール等による送付など、国外への貨物ならびに技術の持ち出しを含む。

6-2 行政許可にもとづく規制貨物等の輸出

規制貨物等の輸出取引を行う場合は、輸出関連法令等にもとづき、事前に必要な行政の許可を受けなければならない。ただし、いかなる場合においても、大量破壊兵器（核兵器・生物兵器・化学兵器・ミサイル）若しくは通常兵器の開発・製造等に転用する恐れのある国内外の企業や機関と規制貨物等の取引を行ってはならない。

6-3 取引先での不正輸出等の防止

規制貨物等の取引契約締結に際しては、当該規制貨物等の不正輸出を行わない旨、および当該規制貨物等を大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発・製造等に使用しない旨の条項を盛り込み、国内外の取引先での不正輸出等を規制しなければならない。

7.適正な会計処理と納税の実施

私たちは、租税に関連する法令その他各国・地域の経理関連法令等を遵守し、常に適切な税務処理と適正な会計処理を行います。

7-1 適切な税務処理

国内外の租税や外国為替関連法令等を遵守し、常にその正しい理解に努め、適切な税務処理を行わねばならない。

7-2 適正な会計処理

売上計上や経費の支出等の会計処理は、関連法令や社内規定を遵守して適正に行わねばならない。また、伝票や帳簿その他の会計記録は正確に記載し、虚偽や偽装などの不正な処理を行ってはならない。

7-3 公正・透明な財務諸表の作成

財務諸表は、会社法ならびに関連する法令等を遵守し、公正かつ透明に作成しなければならず、決して粉飾決算等の不正な行為を行ってはならない。

8.人権の尊重と安全・衛生の向上

私たちは、世界人権宣言、ILO 中核的労働基準等の人権に関する国際基準を支持し、一人ひとりの基本的人権を尊重し、差別や嫌がらせ等の行為を行いません。また、各国・地域の労働関連法令等を遵守し、職場の安全・衛生に努めるとともに、不当な労働を強制しません。

8-1 差別および嫌がらせ等の禁止

性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障害などに関する差別的言動、ならびにセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどの人格を無視する行為を行ってはならない。

8-2 プライバシーの尊重

個人の多様な価値観を認めあうとともに、一人ひとりのプライバシーを尊重し、知り得た個人情報のみだりに話したり、不必要に知ろうとしてはならない。

8-3 強制労働・児童労働の排除

強制や意思に反しての不当な労働を強制してはならない。また、各国・地域の法令等に定める雇用最低年齢に満たない児童を就業させてはならない。

8-4 職場の安全・衛生の確保

誰もが安心して働けるよう、各国・地域の安全・衛生関連法令等を遵守するとともに、心身の健康の維持向上に取り組み、安全で快適な職場づくりに努めなければならない。

9.公私のけじめと利益相反行為の禁止

私たちは、職務遂行において自己の利益を図ることはもちろん、グループの資産や物品ならびに情報などの不正利用や、グループの事業活動に不利益を及ぼす個人的な行為を行いません。

9-1 インサイダー取引の禁止

業務上知り得たグループや他社の未公表の重要情報を利用し、グループや当該他社の株式等の売買その他の取引を行ってはならない。

9-2 営業秘密の漏洩の禁止

不正にグループの営業秘密を開示・漏洩したり、業務目的以外に利用してはならない。また、業務上知り得たグループの営業秘密ならびに第三者の営業秘密は、退職した後においても無断で開示・漏洩もしくは利用してはならない。

9-3 会社財産の職務外使用等の禁止

会社の許可なく、会社の資産や物品を社外に持ち出したり、自己または第三者のために使用してはならない。

9-4 会社の名声等の利用の禁止

会社やグループの名声・信用や業務上の権限・立場を利用して、個人の利益を図る行為を行ってはならない。

9-5 兼任・兼業および利益相反行為の禁止

会社の許可なく、他社その他の団体の役員または従業員の兼任、もしくは営利を目的とする業務に従事してはならない。また、競合他社との個人取引など、グループの事業活動に不利益を与える個人的行為を行ってはならない。

特に取締役の兼任・兼業に関しては、会社法や独占禁止法ならびに各国・地域の関連する法令等を遵守するとともに、取締役会の承認なく、他社役員や重要団体の役員の兼任、ならびに競業取引や利益相反取引を行ってはならない。

10. 社会との健全な関係の保持

私たちは、贈収賄禁止に関連する各国・地域の法令等を遵守するとともに、政治献金を行う際は、関連法令等を遵守し厳正に対応します。また、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持ちません。

10-1 贈収賄および過剰な接待等の禁止

取引先との良好な関係維持のための接待、贈物等を提供する場合、また、提供を受ける場合には、節度ある範囲に止め、各国・地域の贈収賄禁止に関連する法令を遵守しなければならない。

10-2 不適正な政治献金の禁止

政治家または政治団体への政治献金は、政治資金規正法ならびに各国・地域の関連する法令等を遵守しなければならない。また、商取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた政治献金を行ってはならない。

10-3 反社会勢力・団体の排除

総会屋や暴力団などの社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力・団体(以下、「反社会勢力等」と、取引関係その他いかなる関係も持ってはならない。また、反社会勢力等から何らかの不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく、毅然とした態度で拒絶しなければならない。

11.地球環境の保護

私たちは、環境関連法令等を遵守するとともに、各国・地域の環境に関する国際基準等にもとづき、事業活動全般において環境に配慮した取り組みを行い、地球環境の保護と向上に努めます。

11-1 法令等の遵守

各国・地域の公害防止に関する規制をはじめとする環境関連法令等を遵守し、廃棄物の適正処理、有害物質による大気・土壌・水域の汚染防止、騒音・振動防止などの環境保護に努めなければならない。

11-2 環境に配慮した事業活動

環境に関する国際基準等にもとづき、事業活動全般において環境への影響を意識し、省エネルギー・省資源化、リサイクル化や廃棄物の削減などの環境に配慮した取り組みを推進し、地球環境の向上に努めなければならない。

付則

[定期的な見直し]

本グローバルコンプライアンスコードは、社内外の環境変化等に対応するため、原則として2年に一度見直しを行うものとする。

作成

シスメックス株式会社

改訂履歴

2006年 4月 1日 制定

2009年 5月28日 改訂

2014年 5月30日 改訂